

● 1 噴霧ヘッド等

水噴霧消火設備の噴霧ヘッドは、施行令第 14 条、規則第 16 条及び規則第 17 条の規定によるほか次によること。

- (1) 噴霧ヘッドと配管との間に電気絶縁を保つべき高圧の電気機器とは、電圧が直流にあっては 750V、交流にあっては、600V をそれぞれ超えるものをいう。★
- (2) 上記電気絶縁のための噴霧ヘッド・配管と電気機器との離隔距離は次表を参考とすること。また、ここでいう離隔距離とは噴霧ヘッド又は配管と電気機器からのあらゆる部分から保つべき空間であること。☆

電圧 (KV)	離隔距離 (mm)
66 以下	700 以上
77 以下	800 以上
110 以下	1,100 以上
154 以下	1,500 以上
187 以下	1,800 以上
220 以下	2,100 以上
275 以下	2,600 以上

- (3) 配管は、高圧の電気機器の頂部を通過しないように設けること。☆
- (4) 高圧の電気機器を警戒する水噴霧消火設備の配管及びその支持物等は有効に接地工事をする事。

◇●1 平成 25 年 1 月 1 日追加

● 2 起動装置等

水噴霧消火設備の起動装置等は、規則第 16 条の規定によるほか次によること。

- (1) 駐車用の用に供する部分に設けるものは、自動起動及び手動起動とすること。★
- (2) 閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下「自動起動用ヘッド」という。）を用いる場合は、◇泡消火設備●2(2)によること。★
- (3) 感知器によるものは、規則第 23 条第 4 項の規定によることとするが、感知器の種類は、1 種又は 2 種とすること。☆
- (4) 手動式起動装置は、次によること。
 - ア 放射区域外の容易に操作でき、当該放射区域を見渡せる避難等に支障のない場所に設けること。☆
 - イ 放射区域が複数ある場合は、放射区域別（隣接する放射区域がなく、容易に放射区域が判別できる場合は、この限りでない。）に配管の一部の色を塗り分けるとともに、手動起動装置（配管又は操作弁等の部分）も当該放射区域の色にすること。

◇●2 平成 25 年 1 月 1 日追加

● 3 制御弁等

水噴霧消火設備の自動警報装置、制御弁等は、スプリンクラー設備の例によること。なお、制御弁等を設ける区画の扉の標識は、「水噴霧消火設備制御弁室」又は「水噴霧消火設備（アラーム弁）」と読み替えること。★

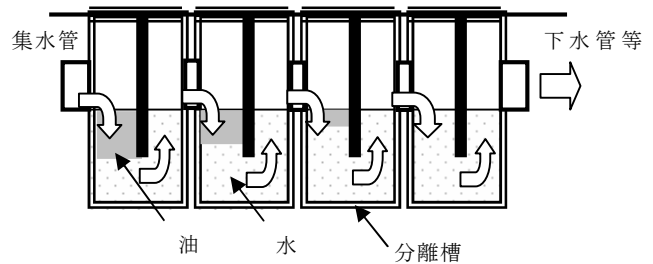
◇●3 平成 25 年 1 月 1 日追加

● 4 排水設備

水噴霧消火設備の排水設備は、規則第 17 条の規定によるほか次によること。

- (1) 排水溝はコンクリート等の不燃性及び耐油性を有するもので、かつ、道路及び駐車用の用に供する部分にあっては、車両が乗り上げても破壊されない十分な強度を有する構造で、放水による排水が他の区画に漏洩しない排水性能を確保するとともに、土砂等の清掃ができる形状とすること。

- (2) 排水溝にグレーチング等の蓋を設ける場合は、排水に支障がないもので、容易に取り外しができるものとする事。
- (3) 排水溝の周囲 3m の範囲に建築物等がある場合は、延焼を防ぐため、周囲の建築物の仕上げを不燃材としたり、排水溝に不燃性の蓋を設けること。
- (4) 集水管は、排水溝の消火水を消火ピットに導く配管のことで、不燃性及び耐油性を有するもので、かつ、道路及び駐車用の用に供する部分にあっては、車両が乗り上げても破壊されない十分な強度を有する構造とすること。
- (5) 消火ピットは、点検に便利で、建築物等から 3m 以上の離隔をとること。ただし、建築物内の不燃区画又は消火ピットから 3m の範囲を不燃材とする等火災危険の少ない場所に設ける場合は、その限りでない。
- (6) 消火ピットに設ける油分離装置に溜まった油は、容易に回収できるものとする事。
- (7) 消火ピットに設ける油分離槽の捕獲油量は、想定される漏洩油量以上とするが、道路及び駐車用の用に供する部分に設けるものは、次によること。
 - ア 道路の用に供する部分に設けるもの
最大となる防護区画部分を 1 分あたり走行する最大の車両台数に 40L を乗じた量（最大 500L）
 - イ 駐車用の用に供する部分に設けるもの
駐車台数が最大となる防護区画の駐車台数に 40L を乗じた量（最大 400L）
- (8) 道路及び駐車用の用に供する部分に設ける消火ピットの油分離装置を分離槽によるもの（次図参照）にあっては、4 槽以上とし、容易に土砂を排出できるものとする事。



◇●4 平成 25 年 1 月 1 日追加

● 5 区画境界堤

区画境界堤は、規則第 17 条の規定によるほか次によること。

- (1) 区画境界堤は、放射区域ごと（車路部分は除く。）に設けること。★
- (2) 区画境界堤は、耐油性を有するコンクリート等の不燃材で、車両が乗り上げても破壊されない十分な強度を有する構造とすること。
- (3) 区画境界堤に替えて、排水溝とする場合（要特別申請）は前記●4 排水設備(1)から(3)の例によるが、他の区画に溢れない十分な排水能力を持つものとする事。

◇●5 平成 25 年 1 月 1 日追加

● 6 補助加圧ポンプ

温度変化等による圧力変動で、火災時以外に加圧送水装置が起動するおそれのある防火対象物には、補助加圧ポンプを設けること。

なお、補助加圧ポンプを設ける場合は、◆配管●4(3)によること。

◇●6 平成 25 年 1 月 1 日追加

◇ 水噴霧消火設備